

県有施設再エネ設備導入推進調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

県有施設再エネ設備導入推進調査業務

2 目的

2009（平成 21）年、山梨県は全国に先駆けて、2050 年までの CO2 排出量実質ゼロの実現を表明し、現在の「山梨県地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」とする。）では、2050 年までの「CO2 ゼロやまなし」の実現を長期ビジョンとしている。

今後、国が地球温暖化対策計画において新たに掲げた 2030 年度 46%の削減目標や、政府実行計画において新たに掲げられた 2030 年度までの 50%削減目標等を踏まえ、新たな実行計画を策定することとしており、2050 年 CO2 ゼロやまなしに向けた取り組みを加速することとしている。

CO2 ゼロやまなしに向けては、省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入を推進することが必要であり、本調査業務の結果を活用し、公共施設への太陽光発電設備の率先導入を推進することによって、市町村や県内事業者の取組を牽引し、もって区域全体のカーボンニュートラルの達成を目指すことを目的とする。

なお、本業務による成果は、新たな実行計画の事務事業編における、太陽光発電設備の導入目標の設定等に係る検討資料として活用しようとするものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 3 日（金）まで

4 業務内容

本業務委託の内容は、次の各号に定める事項とする。

(1) 太陽光発電設備導入のための基礎データの整理（設置可能性の検討）

県が保有する施設（山梨県公共施設等総合管理計画（R4.3 改正）571 施設）（※）について、築年数、日射量、今後の使用予定・技術開発等を勘案し、太陽光発電設備等の導入が可能な施設（設置可能な建築物等（敷地を含む））を抽出すること。また、その抽出条件を明らかにすること。尚、既に太陽光発電設備が導入されている施設への追加導入についても検討すること。

※環境省の「令和 4 年度太陽光発電設備等設置に係る第三者所有モデル活用促進支援事業」において調査実施する可能性がある。その場合、該当施設は除外する（10 施設程度）。

(2) 太陽光発電設備の簡易導入計画の策定

(1) で抽出した施設（設置可能な建築物等（敷地を含む））の全てについて、施設の基礎データ（築年数、規模、用途等）や地図データ、航空写真、消費電力量等を参考に調査・分析を実施し、導入可能な設備容量、CO2 排出削減量（法定耐用年数の累計 CO2 削減量を含む）、導入手法毎の概算事業費（初期費用、年間費用、電気料金削減効

果等)の検討等を実施すること。

(3) 優先導入施設の抽出

(2)の調査結果を参考に、2030年までに優先して導入することが望ましい施設の抽出を行った上で、特に直近で導入することが望ましい施設(10程度)の抽出を行うこと。合わせて、2030年までに設置可能な建築物等(敷地を含む)への50%以上導入に向けた整理を行い、除いた施設の課題等も整理すること。

(4) 個別施設詳細調査の実施

(3)で抽出した、直近で導入することが望ましい施設(10程度)については、電力の需給状況、施設の他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク等を勘案した、設備導入のために必要な情報や課題等についても整理を行うこと。

(5) 導入計画案の作成

(4)の結果を踏まえ、直近で導入することが望ましい施設に関する事業性を検討し、最低限次の項目を記載の導入計画として施設ごとに整理すること。

- ・事業スキーム：導入方法(PPA、リース等)、資金調達方法(国の補助事業の活用等)

- ・導入する設備の概要：設置の工法、レイアウト・想定重量、導入容量、蓄電池導入の有無等

- ・想定発電量：発電シミュレーション、設備利用率の設定

- ・導入により想定される効果：

 - CO2排出削減量、地域に波及する経済効果、その他の効果(災害時対応や環境教育等の定性的な効果を含む)

- ・設備設置に当たって留意すべき固有事情：

- ・日陰の範囲、実際の利用状況、将来の活用予定、屋上防水シートのメンテナンス時期、施設の保全計画等

- ・各種課題と課題への対応方針：

 - 建築基準法等の法令順守、建築物への防水や耐震を踏まえた施工方法、施設メンテナンス等施設管理上の課題、反射光等の発生するデメリットの整理

5 実施体制

(1) 責任者等の配置

本業務を実施するにあたり次の者を配置し、(2)の計画書に記載すること。

- ・本業務全体の運営を管理する責任者1名

- ・本業務の主任担当者1名

(2) 業務実施計画書の作成

契約の日から2週間以内に、本業務を遂行するに当たり必要な作業の方法、工程等について業務実施計画書を作成し、山梨県の承認を得ること。

(3) 実施状況の報告

受注者は、山梨県から指示があった場合には、本業務の実施状況について、随時、

必要事項を報告すること。

6 打合せ

受注者は、本業務を適切に遂行するため、業務着手前1回、業務着手時1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて随時、山梨県と十分な打ち合わせを行う。

7 報告書作成等

4(1)～(5)の結果及び打合せ記録等を整理し、業務報告書としてとりまとめて提出すること。なお、4(1)、(2)、(3)の結果については、中間報告書として別途とりまとめて提出すること。

8 成果品の提出

(1) 成果物

次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について事前に山梨県の承認を受けること。

①業務報告書及び報告書概要版

紙媒体（A4版（A3はZ折り））2部、電子データ一式を格納した電磁記録媒体1部

②業務に用いた統計資料及び参考資料（該当部分の抜粋で可）

出典等資料名の目録及びデータ一式を格納した電磁記録媒体1部

③中間報告書

紙媒体（A4版（A3はZ折り））2部、電子データ一式を格納した電磁記録媒体1部

(2) 提出期限（必着）

中間報告：令和4年11月中旬 成果物③及び②の内③に係る部分を提出のこと

最終報告：令和5年2月3日（金）成果物①、②を提出のこと

9 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。

ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限りではない。

10 留意事項

(1) 本業務の成果品（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、山梨県は、当該権利を非独占的に使用できることとする。

(2) 成果品（電子ファイルを含む。）が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(3) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。

- (4) 本業務で指す県有施設は、この仕様書の末尾に施設種別ごとの施設数を示す。尚、4(1)※注記載の「令和4年度太陽光発電設備等設置に係る第三者所有モデル活用促進支援事業」における調査等業務との棲み分けは、追って連絡する。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

< 県有施設 >

表2 公共建築物の施設数・延床面積等

施設類型		施設数	延床面積	建物数
大分類	中分類			
Ⅰ 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設	13施設 (2.3%)	92,081㎡ (5.0%)	74棟 (1.8%)
	2 スポーツ・レクリエーション系施設	4施設 (0.7%)	11,489㎡ (0.6%)	24棟 (0.6%)
	3 産業振興系施設	25施設 (4.4%)	39,712㎡ (2.2%)	119棟 (2.9%)
	4 学校教育系施設	45施設 (7.9%)	567,194㎡ (30.7%)	998棟 (24.0%)
	5 保健福祉系施設	8施設 (1.4%)	34,911㎡ (1.9%)	64棟 (1.5%)
	6 公営住宅等	90施設 (15.7%)	508,530㎡ (27.5%)	818棟 (19.7%)
	7 その他県民利用施設	8施設 (1.4%)	24,842㎡ (1.3%)	49棟 (1.2%)
	小計	193施設 (33.8%)	1,278,759㎡ (69.2%)	2,146棟 (51.7%)
Ⅱ 行政施設	1 行政系施設	48施設 (8.4%)	220,000㎡ (11.9%)	510棟 (12.3%)
	2 警察施設	236施設 (41.3%)	110,470㎡ (6.0%)	770棟 (18.5%)
	小計	284施設 (49.7%)	330,470㎡ (17.9%)	1,280棟 (30.8%)
Ⅲ その他施設	1 その他施設	28施設 (4.9%)	46,109㎡ (2.5%)	172棟 (4.1%)
	小計	28施設 (4.9%)	46,109㎡ (2.5%)	172棟 (4.1%)
Ⅳ インフラ施設	1 公共系施設	32施設 (5.6%)	105,284㎡ (5.7%)	394棟 (9.5%)
	小計	32施設 (5.6%)	105,284㎡ (5.7%)	394棟 (9.5%)
Ⅴ 公営事業会計施設	1 電気事業会計施設	25施設 (4.4%)	13,119㎡ (0.7%)	37棟 (0.9%)
	2 温泉事業会計施設	1施設 (0.2%)	195㎡ (0.0%)	1棟 (0.0%)
	3 地域振興事業会計施設	4施設 (0.7%)	9,943㎡ (0.5%)	48棟 (1.2%)
	4 下水道事業会計施設	4施設 (0.7%)	64,793㎡ (3.5%)	75棟 (1.8%)
	小計	34施設 (6.0%)	88,050㎡ (4.7%)	161棟 (3.9%)
全体		571施設	1,848,672㎡	4,153棟

「山梨県公共施設等総合管理計画」(R4.3 改正) より